

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十八条第二項第二号の規定に基づき、学校の木造の校舎の日本工業規格を次のように指定する。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件

建築基準法施行令第四十八条第二項第二号に規定する学校の木造の校舎の日本工業規格は、日本工業規格 A 三三〇一（木造校舎の構造設計標準）一九九三とする。

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年建設省告示第千百八号は、廃止する。